

(仮称) 太鼓山ウインドファーム
計画段階環境配慮書

平成30年8月

株式会社市民風力発電

はじめに

本図書は、「京都府環境影響評価条例」（平成10年条例第17号）（以下「条例」という。）第7条の3の規定に基づき作成した「（仮称）太鼓山ウインドファーム 計画段階環境配慮書」である。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地名・公共施設）及び基盤地図情報及び電子地形図（タイル）を使用した。（承認番号 平30情使、第403号）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。
（承認番号 平30情複、第371号）
なお、本書に掲載した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1.1. 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.2. 第一種事業の名称	1
1.3. 第一種事業の目的及び内容	2
1.3.1 第一種事業の目的	2
1.3.2 第一種事業の内容	3
第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況	17
2.1 自然的状況	17
2.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	20
2.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	29
2.1.3 土壌及び地盤の状況	38
2.1.4 地形及び地質の状況	40
2.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	48
2.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	79
2.2 社会的・文化的状況	87
2.2.1 人口及び産業の状況	89
2.2.2 行政区画の状況	91
2.2.3 土地利用の状況	93
2.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	95
2.2.5 交通の状況	99
2.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	101
2.2.7 下水道の整備の状況	107
2.2.8 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画	107
2.2.9 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	108
2.2.10 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況	130
2.2.11 その他の事項	132

第3章 計画段階配慮事項の選定	138
3.1 計画段階関係地域	138
3.2 計画段階配慮事項の選定	138
3.3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由	144
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	147
4.1 騒音及び超低周波音	147
4.1.1 調査	147
4.1.2 予測	148
4.1.3 評価	153
4.2 動物	154
4.2.1 調査	154
4.2.2 予測	163
4.2.3 評価	166
4.3 植物	167
4.3.1 調査	167
4.3.2 予測	172
4.3.3 評価	174
4.4 景観	175
4.4.1 調査	175
4.4.2 予測	183
4.4.3 評価	189
4.5 総合評価	190
第5章 その他規則で定める事項	191
5.1 第一種事業を実施するために必要な許認可等	191
5.2 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	191